

Q どうして届出が必要なのですか？

A

自動車事故などの第三者によるケガや病気の治療費は、本来相手方が支払うものです。

そのため、国民健康保険を使って治療を受けた場合は、市町国民健康保険が相手方に代わって医療費を立て替えたことになるため、市町国保負担分を相手方または保険会社に請求して支払いを受けなければなりません。

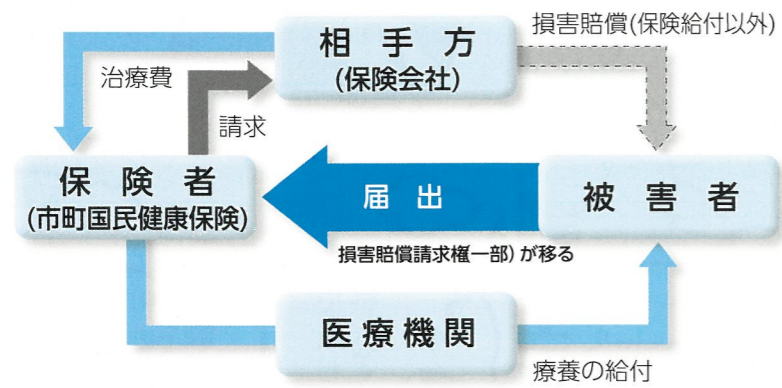
このため、速やかに「第三者の行為による傷病届」を提出していただく必要があるわけです。



なお、ここでいう「被害者」とは、事故の実際の過失状況にかかわらず、健康保険証を使用された方になります。

損害賠償請求権の代位取得が行われます

市町から国民健康保険の給付が行われると、被害者の加害者に対する損害賠償請求権は、国民健康保険の給付額を限度として市町に移ります(これを損害賠償請求権の代位取得といいます)。被害者から「第三者の行為による傷病届」の提出がないと、市町国保は被害者に代わって加害者に損害賠償の請求をすることができません。



市町が損害賠償の対象とするもの (保険給付の範囲内)

- ケガや病気の治療費(本人・家族)
 - 葬祭料(本人・家族)
- そのケガや病気が原因で死亡した場合、支給

※保険給付に関係のないもの(慰謝料、見舞金など)、保険給付以外の医療費(患者一部負担金差額ベッド代など)は、代位取得の対象になりません。被害者から加害者へ直接、損害賠償請求できます。

Q どんたときにも届出が必要なのですか？

A

- 自動車やバイク、自転車などの交通事故
 - スキーやスノーボードなどの衝突事故
 - 他人のペットに咬まれたとき
 - 暴力行為を受けたとき
 - 飲食店で食べたものが原因で食中毒にかかったとき
 - 工事現場の近くを歩いていて落下物等でけがをしたとき
- などが該当します。

ただし、仕事中や通勤途中で発生した場合は国民健康保険が使えませんので、労働基準監督署にご相談ください。



Q 必要な届出書類は何ですか？

A

「第三者行為による傷病届」

※裏表紙に記載例を掲載しています。

+

- ①交通事故証明書の原本または写し(交通事故の場合)
- ②事故発生状況報告書(交通事故の場合)
- ③念書
- ④示談が成立している場合は、その写し
- ⑤その他状況に応じて必要となる書類(必要な場合、ご連絡いたします)

+

また、届出にあたり、次のことを確認してください。

- 相手の氏名、住所、電話番号、勤務先などの連絡先
- 交通事故の場合は、
 - ・車の登録番号(ナンバープレート)
 - ・車の持ち主の氏名、住所、電話番号(運転者と所有者が異なる場合があります)
 - ・自動車損害賠償責任保険(自賠責)証明書番号、契約保険会社名および契約期間

お問い合わせ先や提出先は、

Q 示談をするときに気を付けるポイントは？

A

示談をするときは、事前に市町国民健康保険窓口で電話などで相談してください。国民健康保険で治療が受けられなくなることもあります。



示談後も国民健康保険を使えるかどうかは、示談の内容によって決まってくる。事故現場などであわてて示談をすると、後日思わぬ問題が生じることがありますので、安易に示談をしないよう、ご注意ください。

注意したいケース

- 国民健康保険で治療を受けている間に示談が成立した場合
被害者が治療費を含む賠償金を受け取った日以降は、治療費に相当する賠償金額の範囲で国民健康保険による治療が受けられなくなります。
- 「国民健康保険で治療を受けるから治療費はいらない」といった示談をした場合
治療費について損害賠償請求権を放棄したことになり、国民健康保険で治療が受けられなくなります。治療費は全額自己負担になってしまいます。

示談をするときは、事前に市町国民健康保険窓口へご相談ください!

